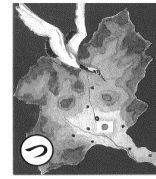




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年9月16日(金) 第10035号

目次

ページ

公 告

- 令和4年度砂利採取業務主任者試験の実施(砂防課) 2
- 都市計画用途地域の変更に係る縦覧(都市計画課) 3
- 都市計画地区計画の変更に係る縦覧(同) 3
- 同 3
- 同 3
- 道路位置の指定(建築課) 4
- 開発工事の完了(同) 4

落 札

- 落札者等の決定(図書館) 5

正 誤

- 令和4年8月16日群馬県告示第202号(都市計画課) 5
- 令和4年8月16日群馬県告示第203号(同) 5

■ 公 告

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項により、令和4年度(2022年度)砂利採取業務主任者試験を次のとおり行う。

令和4年9月16日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 受験資格 制限しない。
- 2 試験内容 筆記による試験とし、試験科目は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 砂利の採取に関する法令事項
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 3 出題形式 出題数は、法令問題10問(全問必須問題)及び技術問題15問(7問の必須問題及び8問から受験者が3問選択して解答する選択問題)とする。
- 4 試験の日時 令和4年11月11日(金)午前10時から正午まで
- 5 試験の場所 群馬県庁(前橋市大手町一丁目1番1号)29階292会議室
- 6 受験願書の請求
 - (1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に請求すること。
 - (2) 郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱書きし、120円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係(〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号)又は県内各土木事務所宛て請求すること。
- 7 郵送等による受験手続等
 - (1) 申込書類 受験願書(所定の用紙に自署で必要事項を記入した上で、受験票の裏面の葉書に63円分の切手を貼ること。)及び写真(受験願書提出前6月以内に正面から上半身を撮影した縦4センチメートル横3センチメートルのもの)
 - (2) 受験手数料 8,100円分の群馬県収入証紙又は払込書により納付すること(払込書による納付の場合は、令和4年10月11日(火)までに群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に連絡すること。)
 - (3) 受験願書の提出
 - ア 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に提出すること。
 - イ 受験願書の受付期間は、令和4年10月3日(月)から同月21日(金)までとする。
 - ウ 郵送する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書きし、令和4年10月21日(金)までに必着のこと。また、直接提出する場合は、土日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。
- 8 インターネットによる受験手続等(電子申請)
 - (1) 受験手続 ぐんま電子申請受付システムのサイトへアクセスし、利用者登録の上、「分類別で探す >」の「試験・資格・採用」又は「五十音で探す >」の「し」の中にある「砂利採取業務主任者試験申込」から内容をよく読んで申し込むこと。
 - (2) 申込受付期間 令和4年10月3日(月)から同月21日(金)午後5時15分まで
 - (3) 受験手数料 申込受理後、受験手数料8,100円を、インターネットバンキング又はPay-easy対応のATMでPay-easyを利用し、支払うこと。
- 9 合格者の発表日等 合格者の発表は、令和4年12月1日(木)午前9時に合格者の受験番号を群馬県ホームページで公表することとし、合格者には、合格証を郵送により交付する。

- 10 その他 この試験についての問合せは、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（電話027-226-3632）を行うこと。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年9月16日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画用途地域 館林北部第四地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和4年8月16日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び館林市都市建設部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年9月16日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画地区計画 明和東部工業団地地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和4年8月24日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び明和町都市建設課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年9月16日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画地区計画 川俣駅周辺地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和4年8月24日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び明和町都市建設課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20

条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年9月16日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画地区計画 明和矢島地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和4年8月24日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び明和町都市建設課

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和4年9月16日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字南下字鬼ヶ橋1375-54	延長 49.40 幅員 6.23 有効幅員 6.00 ~6.23	群馬県指令前土第304-11号 令和4年8月22日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和4年9月16日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字狸塚字昭和1298-1、1298-5の一部、1299-1、1299-2の一部、1299-4、1300-1、1300-4、1301-1、1301-2、1302-1、1302-2の一部、1303-1、1303-5、1304-1、1304-2、1305-1、1305-2、1305-3、1306-1、1306-2、1307-1、1307-2、1308-1、1308-2、1309-1、1309-2、1309-3、1310-1、1310-2、1311-1、1311-2、1312-1、1312-2、1313-1、1313-2、1314-1、1314-2、1315-1、1315-2、1316-2、1316-4、1317-2、1317-4、1318-1、1318-2の一部、1319-1、1322-1(第2工区:邑楽郡邑楽町大	邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 邑楽町長 金子正一 館林市赤生田町847番地 邑楽館林農業協同組合 代表理事組合長 阿部裕幸

字狸塚字昭和1298-1、1298-5の一部、 1299-1、1299-2の一部、1299- 4、1300-1、1300-4、1301-1、 1301-2、1302-1、1302-2の一 部、1303-1、1303-5、1304-1、 1304-2、1305-1、1305-2の一 部)

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和4年9月16日

群馬県立図書館長 稲葉友昭

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 第6次群馬県立図書館情報提供システムクライアント類の賃貸借及び保守委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立図書館資料情報係 群馬県前橋市日吉町一丁目9番1号
- 3 落札者を決定した日 令和4年8月19日
- 4 落札者の名称及び所在地 FLC S株式会社関東支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地20
- 5 落札金額 41,267,820円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和4年7月8日

■ 正誤

○告示正誤

令和4年8月16日群馬県告示第202号(都市計画工業団地造成事業の決定に係る縦覧)

発行番号	ページ	行	誤	正
第10026号	2	8	館林市大新田町の一部	館林市大新田町及び下早川田町の各一部

○告示正誤

令和4年8月16日群馬県告示第203号(都市計画区域区分の変更に係る縦覧)

発行番号	ページ	行	誤	正
第10026号	2	17	館林市大新田町の一部	館林市大新田町及び下早川田町の各一部

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
